

橋本委員長


西川委員	塚本委員	辰馬委員	中道委員
			

公安委員会 第11回定例会議会議録

1 開催日時 平成25年3月28日(木) 9:45 ~ 16:00

2 開催場所 公安委員会室

3 出席者

(1) 公安委員会

橋本委員長・西川委員・辰馬委員・中道委員

4名

(2) 警察本部

本部長・総務部長・警務部長・首席監察官・刑事部長・生活安全部長
地域部長・交通部長・警備部長・警察学校長・情報通信部長・県民広報課長
監察官・地域指導課長・総務課管理官・警務課管理官・生活環境課調査官

17名

4 概要

別紙のとおり

第 1 1 回 定 例 会 議 の 概 要

(議 題)

1 審議・決裁事項

総 務 部

- 公安委員会会議録の情報公開請求の受理及び公開決定期限の延長について

.....資料 1

総務課管理官から、資料 1 のとおり、「平成25年 3 月21日 (木)、県外個人より公安委員会会議録の情報公開請求を受理したが、公開請求に係る公文書の内容が複雑であるため、公開決定期間を延長することとしたい。」旨の説明があり、審議の上、承認した。

- 公安委員会宛文書の受理及び措置について

総務課管理官から、平成25年 3 月18日 (月)、公安委員会宛に送付された文書の受理及び措置について説明があり、審議の上、承認した。

- 苦情の受理及び処理の件数について

.....資料 2

県民広報課長から、資料 2 のとおり、平成25年 3 月16日 (土) から同年 3 月22日 (金) までの間における苦情について、「受理件数は、公安委員会あてが 2 件、警察あてが11件であり、処理件数は、警察あてが17件であった。」旨の説明があった。

警 務 部

- 警察職員の定数の配分に関する訓令の一部を改正する訓令の制定 (案) について

.....資料 3

警務課管理官から、資料 3 のとおり、「兵庫県職員定数条例の一部改正により、警察官の定数が10人増員されることに伴い、関係規定について、所要の整備を行うこととしたい。」旨の説明があり、審議の上、承認した。

生活安全部

- 風俗営業 (社交飲食店) に係る行政処分 (案) について

.....資料 4

生活環境課調査官から、資料 4 のとおり、「女性は、風俗営業及び飲食店営業の許可を受け、兵庫県姫路市内において社交

飲食店を経営する者であるが、当該営業に関し、平成24年12月、同店従業員が通行中の男性に対し、『キャバクラありますよ。二人に二人つけます。20歳位の女性がいいます。一人4,000円です。』などと客引きをしたことから、風俗営業及び飲食店営業を97日の停止とすることとしたい。」旨の説明があり、審議の上、原案どおり決定した。

● 飲食店営業に係る行政処分（案）について

.....資料5

生活環境課調査官から、資料5のとおり、「男性は、飲食店営業の許可を受け、神戸市内において飲食店を経営する者であるが、当該営業に関し、公安委員会の許可を受けないで平成24年11月、同店において男性遊客数名に対し、同店女性従業員をして接待させると共に酒肴を提供して飲酒させたほか、当該営業に関し、平成24年9月、従業者名簿備付義務違反として、兵庫県公安委員会より、指示処分を受けたにもかかわらず正当な理由がないのに報告期限までに報告書を提出しなかったことから、180日の営業停止処分とすることとしたい。」旨の説明があり、審議の上、原案どおり決定した。

2 報告事項

総務部

● 第317回（2月）定例県議会予算特別委員会（総括審査）における警察関係の質問・答弁について

.....資料6

資料6のとおり、第317回（2月）定例県議会予算特別委員会（総括審査）における警察関係の質問・答弁内容について報告がなされた。

警務部

● 警察本部長に対する公開請求の状況等について
（平成25年3月18日（月）受理分）

.....資料7

監察官から、資料7のとおり、県内法人より警察本部長になされた「懲戒等文書」に関する公開請求の状況等について報告がなされた。

● 警察本部長に対する公開請求の状況等について
（平成25年3月21日（木）受理分）

.....資料8

監察官から、資料8のとおり、県外個人より警察本部長になされた「懲戒等文書」に関する公開請求の状況等について報告がなされた。

生活安全部
刑事部・地域部

● 被害者多数の殺人・死体遺棄事件に関する相談等への対応状況の検証について（中間報告）……………資料9

本部長、生活安全部長、刑事部長及び地域指導課長から、資料9のとおり、尼崎市における被害者多数の殺人・死体遺棄事件に関する相談等への対応状況について検証の対象となる事案等の中間報告がなされた。

委員から「これから明らかになる問題点を県警全体に徹底するためには、大変な努力が必要であるが、県民を守るためしっかり取り組んでいただきたい。」旨の発言があった。

警 備 部

● 兵庫県警察サイバー攻撃特別捜査隊の設置について……………資料10

警備部長から、資料10のとおり、「サイバー攻撃に関する情報収集、警備犯罪の予防及び捜査等に係る専従体制を構築するため、平成25年4月1日（月）、兵庫県警察サイバー攻撃特別捜査隊を設置する。」旨の報告がなされた。

公 安 委 員 会	公安委員会会議録の情報公開請求の	平成25年3月28日
資料No 1	受理及び公開決定期限の延長について	総 務 部
1 情報公開請求受理日 3月21日（木） 2 請求者 県外個人 3 請求概要 平成25年の公安委員会会議録（第4回、第7回、第8回分） 4 当初決定期間の満了日 4月4日（木） 5 延長後の決定期間満了日 5月20日（月） 6 延長の理由 公開請求に係る公文書の内容が複雑であるため、15日以内に公開決定等 をすることが困難であるため。		
公 安 委 員 会		
☐ 指示事項 ☐ 意見		

1 受理及び処理件数

○週処理状況

区分 類型	3月16日(土)～3月22日(金)	
	受 理	処 理
公安委員会	2 (2)	0 (0)
警 察	11 (1)	17 (3)
合 計	13 (3)	17 (3)

○本年処理状況

受 理	処 理
23 (22)	5 (5)
167 (25)	119 (10)
190 (47)	124 (15)

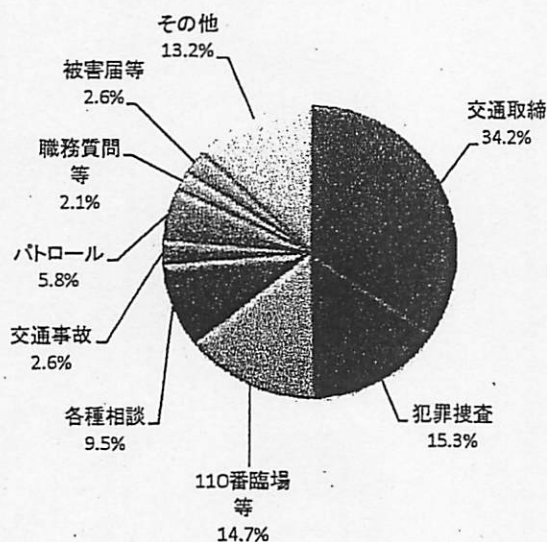
○処理中

本年分	前年まで	合 計
18 (17)	7 (7)	25 (24)
48 (15)	19 (6)	67 (21)
66 (32)	26 (13)	92 (45)

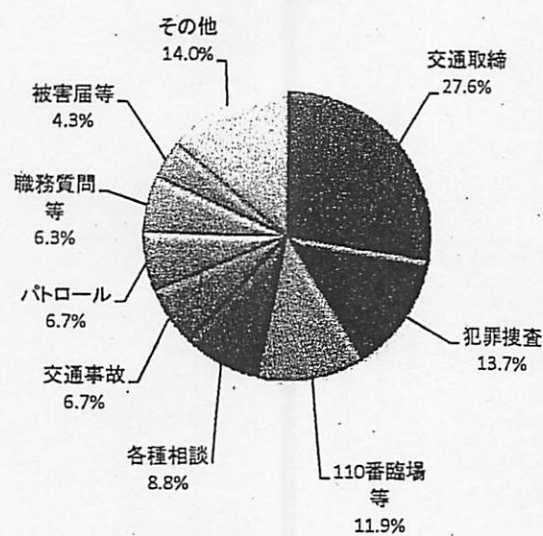
注 () 内は、文書によるものを内数で示す。

2 内容類型別

平成25年3月22日(金)現在



平成24年



区 分	受理件数	交通取締	犯罪捜査	110番臨場等	各種相談	交通事故	パトロール	職務質問等	被害届等	その他
今 週 報 告 分	13	5	2	3	0	0	1	0	0	2
本 年 累 計	190	65	29	28	18	5	11	4	5	25
前 年 同 期	167	58	23	11	14	9	8	8	10	26
対 比	+23	+7	+6	+17	+4	-4	+3	-4	-5	-1
平成24年	930	257	127	111	82	62	62	59	40	130

公 安 委 員 会	警察職員の定数の配分に関する訓令の一部を改正する訓令の制定（案）について	平成25年 3 月28日
資料No. 3		警 務 部

1 制定の理由

兵庫県職員定数条例の一部改正により、警察官の定数が10人増員されることに伴い、関係規定について、所要の整備を行う。

2 改正の概要

警察官の階級別定員を改める（第2条関係）。

3 改正案

新旧対照表のとおり

4 施行期日

平成25年 4 月 1 日（月）

5 参考事項

(1) 階級別定員の増員状況

	警 視	警 部	警 部 補	巡査部長	巡 査	計
平成24年度	296	698	3,495	3,616	3,727	11,832
平成25年度	296	699	3,498	3,619	3,730	11,842
増 減	±0	+1	+3	+3	+3	+10

(2) 警察法施行令で定める本県警察における階級別定員の基準

階 級	警 視	警 部	警 部 補 (巡査部長を含む。)
総定員に占める割合	25／1,000	59／1,000	601／1,000

※ 警部補と巡査部長の比率は29：30

公 安 委 員 会
☐ 指示事項
☐ 意 見

新旧対照表

現 行	
(階級別定員)	
第2条 警察官の階級別定員は、次のとおりとする。	
警視	296人
警部	<u>698人</u>
警部補	<u>3,495人</u>
巡査部長	<u>3,616人</u>
巡査	<u>3,727人</u>
2 警察官の階級別定員は、欠員が生じる階級がある場合、前項の規定にかかわらず、その欠員数の範囲内で当該階級の定員を下位の階級の定員に充てることができる。	
改 正 案	
(階級別定員)	
第2条 警察官の階級別定員は、次のとおりとする。	
警視	296人
警部	<u>699人</u>
警部補	<u>3,498人</u>
巡査部長	<u>3,619人</u>
巡査	<u>3,730人</u>
2 警察官の階級別定員は、欠員が生じる階級がある場合、前項の規定にかかわらず、その欠員数の範囲内で当該階級の定員を下位の階級の定員に充てることができる。	

公 安 委 員 会	風 俗 営 業（ 社 交 飲 食 店 ） に 係 る	平成25年 3 月 28 日
資料№ 4	行 政 処 分（ 案 ） に つ い て	生 活 安 全 部
1 行政処分の対象 営業種別 風俗営業（社交飲食店） 営 業 所 姫路市内 営 業 者 A女 2 不利益処分の原因となる事実 A女は、風俗営業及び飲食店営業の許可を受け、兵庫県姫路市内において社交飲食店を営む者であるが、当該営業に関し、平成24年12月11日（火）午後10時40分ころ、歩道上において、同店従業員Bが、通行中の男性に対し、同人を客とする目的で、「キャバクラありますよ。二人に二人つけます。20歳位の女性がいます。一人4,000円です。」等と申し向けて誘い、もって、客引きをしたものである。 3 処分内容 風俗営業及び飲食店営業の営業停止処分 4 聴聞手続 (1) 聴聞の通知と陳述書の提出 平成25年 3 月 14 日（木）に聴聞の通知をしたところ 「事実は間違いなく、証拠書類等ありません。また弁明することはありませんので聴聞は欠席します。」 と記載した陳述書の提出があった。 (2) 聴聞の終結 当事者は、平成25年 3 月 22 日（金）に予定していた聴聞に出頭しなかった。 5 量定案 風俗営業及び飲食店営業の営業停止処分 97日		
公 安 委 員 会		
☐ 指 示 事 項		
☐ 意 見		

公 安 委 員 会	飲食店営業に係る行政処分（案）	平成25年3月28日
資料No 5	について	生 活 安 全 部
1 行政処分の対象 営業種別 飲食店営業 営 業 所 神戸市内 営 業 者 B男 2 不利益処分の原因となる事実 (1) B男は、飲食店営業の許可を受け、神戸市内において飲食店を営む者であるが、当該営業に関し、公安委員会から風俗営業の許可を受けないで、平成24年11月9日（金）午後11時3分ころ、客席などの設備を設けた上記営業所において、不特定多数の客に対し、同店女性従業員をして同席させ、グラス焼酎など酒肴を提供して飲食させ、談笑の相手方をさせる等し、もって、設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業を営んだものである。 (2) B男は、飲食店営業の許可を受け、神戸市内において飲食店を営む者であるが、当該営業に関し、平成24年9月20日（木）、従業者名簿備付義務違反として、兵庫県公安委員会より、「この指示書の交付を受けた日から3箇月間、月1回以上、従業者名簿について法及び内閣府令で定める事項の記載又は記録内容を点検し、その結果を最終点検後3日以内に、兵庫県生田警察署生活安全第一課へ書面で報告すること。」等の指示処分を受けておきながら、正当な理由がないにもかかわらず、報告期限を経過した平成25年2月28日（木）まで、当該点検結果を記載した報告書を提出せず、もって、公安委員会の指示に違反したものである。 3 処分内容 飲食店営業の営業停止処分 4 聴聞手続 (1) 聴聞の通知と陳述書の提出 平成25年3月13日（水）に聴聞の通知をしたところ 「事実は間違いなく、証拠書類等もありません。また、弁明することはありませんので、聴聞は欠席します。」 と記載した陳述書の提出があった。 (2) 聴聞の終結 当事者は、平成25年3月22日（金）に予定していた聴聞に出頭しなかった。 5 量定案 飲食店営業の営業停止 180日		
公 安 委 員 会 ☐ 指示事項 ☐ 意 見		

公 安 委 員 会	第317回（2月）定例県議会予算特別 委員会（総括審査）における警察関係 の質問・答弁について	平成25年3月28日
資料No 6		総 務 部

1 質問者等

種 別	質 問 者	
予 算 特 別 委 員 会 (総括審査) 3月15日(金)	民 主 党 ・ 県 民 連 合	石 井 秀 武 (西区・3期)

2 質問・答弁要旨

別紙のとおり

公 安 委 員 会
☐ 指示事項
☐ 意 見

別紙

平成25年3月15日（予算特別委員会・総括審査）

いしい ひでたけ
石井 秀 武 （民主党・県民連合）

（質問） 1 有能な女性警察官の確保に向けた取り組みについて

今定例会では、我が会派の徳安議員が行いました『女性警察官が働きやすい職場環境づくりについて』の質問に対して、塩川県警本部長からは、女性警察官の需要、期待の高まりについて改めて認識が示されますとともに、「その確保のために女性専用の仮眠室・シャワー設備などのハード整備をさらに進めるとともに、また職員の倫理教養も再度徹底し、女性が働きやすい職場づくりを進めていく。」との御答弁がありました。

質問の中でも紹介がありましたように、女性警察官の活躍が求められる場面がますます増大していくことが見込まれる中で、県警では「兵庫県警察における女性警察官の採用・登用拡大に向けた計画」に基づき、6年後には全警察官に占める女性の割合を現状の6.8%から9%とすべく、年間採用予定人数を拡大するなどの取組を進めておりますが、そう簡単には増えません。結婚、出産、育児、介護などを理由に退職した警察官の再採用についても積極的に取り組んでいただきたいところであります。

また、さらに深刻な状況なのは、現状で限りなく皆無に近い女性警察官の幹部への登用についてであります。指導的立場に女性がいないことにより、組織が硬直化し、問題が潜在化しがちなのは、女性理事の不在がフォーカスされた全日本柔道連盟の問題と重ね合わせることができるように思います。

女性警察官の幹部への登用について、県職員と同様に目標を設定し取り組むべきであるとともに、各人の意向を確認した上で、意欲のある女性を、将来の幹部候補生として育成する取組も必要であります。

本部長の御答弁では、セクハラ問題について「現時点で常識とされることに欠如している。」とのことでした。

まさに、県警察への幹部への登用状況についても当てはまるのではないのでしょうか。

女性警察官が就職し、働き続ける環境整備に向けて、先ほど質問いたしましたチャレンジ事業と同様に、既成概念を打ち破っていただきたいところですが、女性警察官の登用に取り組んではいますが、一般の視点からすれば、進んでいるとはいえない状況であります。

そこで、今後、兵庫県警におかれましては使命感を持って、女性警察官の採用数や幹部への登用拡大をはじめ、有能な女性警察官の確保に向けた環境整備に取り組んでいただきたいと考えておりますが、本部長の不退転の決意も含め、改めて御所見をお伺いいたします。

（答弁） 塩川 本部長

警察安全相談やストーカー・DV事案等に対して、女性のニーズが高まっている現状、さらに、少子化の進展に伴い、警察官としてふさわしい人材を広く求める意味からも、女性警察官の積極的な増員に取り組んでおります。

具体的に申し上げますと、平成24年度の採用試験では、昨年度から倍増の52人を採用す

る予定としており、今後も年間50人程度を採用していくこととしております。

また、再採用の状況ではありますが、結婚や出産等を理由にやむなく退職した女性警察官を現在までに8人採用しており、今後も引き続き、豊富な実務経験を持つ有能な女性警察官の再採用に取り組んでまいります。

これら採用された女性警察官は、被害者支援、犯罪捜査、白バイ乗務等、警察業務全般に渡って活躍しており、中でも警察署長として活躍している者がおります。

県警察としては、有能な女性警察官を確保するという観点から、警察官を目指す女性から見て魅力ややりがいのある職場と感じていただくため、女性警察官の採用数の増加とともに、更なる女性幹部の登用が重要な要素であると考えております。

したがって、幹部の素養を備えた優秀な女性警察官は、余すことなく登用していくという積極姿勢で推進してまいります。

また、女性警察官の採用を積極的に進める上からも、来年度予算案において、女性警察官配置交番への専用仮眠室やトイレ等の整備をはじめ、警察署への女性専用シャワー室の改修整備に係る所要額を盛り込むなど、今後も女性が働きやすい環境整備にも努めてまいります。

公 安 委 員 会	警察本部長に対する公開請求の状況等 について	平成25年3月28日
資料No 7	(平成25年3月18日(月)受理分)	警 務 部
1 公開請求の状況 (1) 受理年月日 3月18日(月) (2) 決定期限 4月1日(月) (3) 請求者 県内法人 7社 (4) 請求概要 懲戒等文書 2 公開請求に対する決定の状況 部分公開決定(案)		
公 安 委 員 会		
☐ 指示事項 ☐ 意見		

公 安 委 員 会	警察本部長に対する公開請求の状況等 について (平成25年3月21日(木)受理分)	平成25年3月28日
資料No	8	警 務 部
1 公開請求の状況 (1) 受理年月日 3月21日(木) (2) 決定期限 4月4日(木) (3) 請求者 県外個人 (4) 請求概要 懲戒等文書 2 公開請求に対する決定の状況 部分公開決定(案)		
公 安 委 員 会		
☐ 指示事項		
☐ 意見		

公 安 委 員 会 資料No 9	被害者多数の殺人・死体遺棄事件に関する相談等への対応状況の検証について(中間報告)	平成25年3月28日 生 活 安 全 部 刑 事 部 ・ 地 域 部
1 検証の対象事案 (1) 事件関係者の知人による虐待容疑事案についての尼崎東警察署への通報 (2) 事件関係者による甲子園警察署員に対する相談 (3) 事件関係者に対する甲子園警察署員による職務質問 (4) 事件関係者による東灘警察署員に対する相談 (5) 別事件の捜査の過程における事件関係者による西宮警察署員に対する申告 (6) 放置駐車車両の引取り時等における事件関係者による尼崎東警察署員に対する相談 (7) 事件関係者の友人による略取容疑事案についての明石警察署員に対する相談 (8) 別事件の捜査の過程における尼崎東警察署員による事件関係者からの事情聴取 (9) 事件関係者間の喧嘩についての尼崎東警察署への通報 (10) 事件関係者の知人による虐待容疑事案についての尼崎東警察署への相談 2 調査結果 3 調査結果に基づく評価		
公 安 委 員 会 ☐ 指示事項 ☒ 意 見	委員から「これから明らかになる問題点を県警全体に徹底するためには、大変な努力が必要であるが、県民を守るためしっかり取り組んでいただきたい。」旨の発言があった。	

公 安 委 員 会	兵庫県警察サイバー攻撃特別捜査隊	平成25年3月28日
資料No 10	の設置について	警 備 部
1 設置月日 4月1日（月） 2 名称 兵庫県警察サイバー攻撃特別捜査隊 3 体制 公安第一課に警部以下の専従体制を構築 4 任務 (1) サイバー攻撃に関する警備情報の収集、整理その他サイバー攻撃に関する警備情報に関すること。 (2) サイバー攻撃に関する警備犯罪の予防に関すること。 (3) サイバー攻撃に関する警備犯罪の捜査に関すること。 5 運用 県内において、上記任務を遂行するほか、警察庁長官の調整により、警察法第60条第3項（援助の要求）、同法第60条の3（広域組織犯罪等に関する権限）又は同法第61条（管轄区域外における権限）に基づき、管轄区域外において職権を行使する。 6 その他 本県警察を含めた13都道府県警察にサイバー攻撃特別捜査隊を設置		
公 安 委 員 会 ☐ 指示事項 ☐ 意見		